

# 大雪地区広域連合指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則

平成 18 年 4 月 1 日  
規則第 3 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日 規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第 2 条 法第 115 条の 22 第 1 項の規定による申請は、様式第 1 号による指定申請書により行うものとする。

2 法第 115 条の 22 第 1 項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第 3 条 法第 115 条の 25 の規定による届出は、施行規則第 140 条の 37 第 1 項に掲げる事項の変更に係るものにあつては第 2 号様式による変更届出書により、事業の廃止、休止、又は再開に係るものにあつては第 3 号様式による廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

(指定の更新の届出)

第 4 条 法第 115 条の 31 において準用する法第 70 条の 2 の規定による申請は、様式第 4 号による更新申請書により行うものとする。

(都道府県等への情報提供)

第 5 条 連合長は、前 3 条の規定による指定、指定の更新又は届出の受理又は更新（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(公示)

第 6 条 法第 115 条の 30 の規定による公示は、法第 115 条の 30 各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号

(2) 指定介護予防支援事業所の名称及び所在地

(3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(4) 指定、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日  
(実施細目)

第7条 この規則に規定するもののほか、指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(指定等を行うために必要な準備)

第2条 連合長は、この規則の施行日前においても、指定介護予防支援事業所の指定に関し必要な手続を行うことができる。

附 則 (平成24年4月1日規則第1号)

(施行期日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。